

焼却炉圧力逃し弁点検用
足場設置作業
仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課

1. 件名

焼却炉圧力逃し弁点検用足場設置作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、日本原子力研究開発機構（以下、機構）原子力科学研究所 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課の第1廃棄物処理棟焼却処理設備の焼却炉圧力逃し弁点検用足場設置作業を実施するために、当該業務を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

本作業は、高所作業、第1種管理区域内作業が含まれるため、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 第1廃棄物処理棟

4. 作業期間及び納期

（1）作業期間

作業期間の詳細については、機構担当者と協議のうえ決定することとする。

（2）納期

令和8年1月30日（金）

5. 作業内容

5.1 足場設置対象範囲

第1廃棄物処理棟 焼却処理設備の焼却炉周辺の圧力逃し弁（図1、2参照）

5.2 作業範囲

- （1）足場の組立て
- （2）足場の解体
- （3）作業報告書作成

5.3 作業内容及び方法

- （1）足場の組立て

焼却炉上部に取付いている圧力逃し弁まで足場の組立てを行う。なお、圧力逃し弁の点検は定期に実施することから機構担当者と確認しながら足場にマーキングを行い、組立てる。

- (2) 足場の解体（同フロア内での足場材の運搬含む）
- (3) 作業報告書の作成

6. 業務に必要な資格等

- ① 足場の組立て等作業主任者（1名）
- ② 足場の組立て等作業従事者（足場組立て・解体を行う者）
- ③ 放射線業務従事者（管理区域内で本作業を行うすべての者）
- ④ 作業責任者等認定制度（請負側）に基づく現場責任者（1名）

7. 支給物品および貸与品

7.1 支給品

電力、水については、原則として発注元が承認する範囲で無償支給する。

7.2 貸与品

管理区域内で使用する放射線防護器材（つなぎ、靴下、RI 作業靴等）については、発注元が貸与する。

8. 提出書類

- | | | |
|--------------------------------------|-----------|-----|
| ① 作業要領書（ただし以下で構成すること）
作業要領※、作業員名簿 | 契約締結後速やかに | 1 部 |
| ② 作業工程表 | 契約締結後速やかに | 1 部 |
| ③ 作業日報 | 当日分を翌日までに | 1 部 |
| ④ 工事・作業安全チェックシート（機構様式） | 作業開始前までに | 1 部 |
| ⑤ 工事・作業管理体制表（機構様式） | 作業開始前までに | 1 部 |
| ⑥ リスクアセスメントワークシート（機構様式） | 作業開始前までに | 1 部 |
| ⑦ K Y・T B M実施シート（機構様式） | 作業日ごと作業前に | 1 部 |
| ⑧ 作業報告書 | 作業終了後速やかに | 1 部 |
| ⑨ 打合せ議事録 | 打合せ後速やかに | 1 部 |
| ⑩ 作業責任者認定証の写し | 作業開始前までに | 1 部 |
| ⑪ 指定登録に必要となる資料 | 契約締結後速やかに | 1 部 |

※以下の事項を含むものとする。

- (1)作業工程
- (2)作業要領・手順（必要な保護具の装着に関することを含めること。）
- (3)計画外作業の禁止
- (4)異常時の措置

（提出場所）

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 バックエンド技術部
放射性廃棄物管理課

9. 検収条件

「8.提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認めた時を以て、検収とする。

10. 適用法規・規則等

(1)関係法令

- 1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- 2) 放射性同位元素等の規制に関する法律
- 3) 労働安全衛生法
- 4) 消防法
- 5) 建設基準法
- 6) その他機構が必要と認めるもの

(2)所内規程

- 1) 原子力科学研究所原子炉施設保安規定
- 2) 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
- 3) 原子力科学研究所放射線障害予防規程
- 4) 原子力科学研究所放射線安全取扱手引
- 5) 原子力科学研究所安全衛生管理規則
- 6) リスクアセスメントの実施要領
- 7) 危険予知（KY）活動及びツールボックスミーティング（TBM）実施要領
- 8) 工事・作業の安全管理基準
- 9) 高所作業要領
- 10) その他機構が必要と認めるもの

11. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規定等を遵守し安全に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者側作業員全員について作業開始前に当所放射線業務従事者としての指定登録の手続きを行うこと。なお、受注者側作業員は作業開始前に、原子力機構が行う保安教育を受けること。ただし、放射線に関する知識は、受注者側で教育すること。
- (3) 受注者は、管理区域内で作業を行う場合は、日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所放射線安全取扱手引に定める、放射線及び放射性物質等の安全な取扱い、並びに放射線安全の確保により、災害の発生を防止しなければならない。
- (4) 放射線管理及び異常時の対策は、原子力機構の指示に従うこと。
- (5) 作業計画に際し綿密かつ無理のない工程を組み、労働安全対策等の準備を行い、作業の安全確保を最優先としつつ、迅速な進捗を図るものとする。また、作業遂行上既設物の保護及び第三者への損害防止にも留意し、必要な措置を講ずるとともに、火災その他の事故防止に努めるものとする。
- (6) 作業期間を通じ、既存の建家、機器等を破損しないように注意すること。万一、このような事態が発生した場合には遅滞なく報告し、機構の指示に従って現状に復帰させること。
- (7) 作業に当たっては、KY・TBM を実施し、作業手順と危険のポイント及びホールドポイントを確認すること。
- (8) 受注者は、作業を行う上で必要となる書類（時間外作業届、火気使用届等、所内規定上必要となるもの）を提出すること。
- (9) 作業に関する労働安全衛生法上の責任及び規律の維持並びに作業上の安全管理については受注者が責任を持って行うこと。また、発注元が行う安全管理の指示に従うこと。
- (10) 受注者は、作業着手に先立ち原子力機構と安全について十分に打合せを行った後着手すること。
- (11) 受注者は、作業現場の見やすい位置に、現場責任者名及び連絡先等を表示すること。
- (12) 作業中は、常に整理整頓を心掛け、安全及び衛生面に十分留意すること。
- (13) 作業時間は原則として当所就業時間内とし、緊急な作業が生じた場合は原子力機構に連絡し、承認を得るとともに所定の手続きを行うこと。
- (14) 連絡調整は全体の工程表によるほか、原則として前日の作業日報を提出する時点で当日及び翌日の作業計画を確認すること。
- (15) 作業に使用する資材、消耗品等のうち 7 項に示す物以外の一切を受注者が準備すること。
- (16) 作業中物品を仮置きする時は、あらかじめ原子力機構の確認を受けるとともに、表示

を行うこと。

- (17) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (18) 本作業において不適合が発生した場合、受注者は、発生元の指示に従い、不適合の原因究明、対策の立案及び実施等について報告すること。
- (19) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。
- (20) 受注者は、下請業者に契約要求事項を十分に周知徹底させること。また、下請業者の作業内容を把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、あらゆる点において下請業者を使用したことによる不適合を防止すること。
- (21) 計画外の作業及び指示の無い作業の実施は禁止する。計画外の作業が発生した場合には、一旦作業を中断し、作業要領書の改定及びリスクアセスメントの再評価を実施した上で、作業担当課と協議し、安全上問題ないことが確認され、作業再開の了解を得た場合において、改定された計画作業として実施するものとする。
- (22) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。

12. 検査員及び監督員

検査員 管財担当課長

監督員 バックエンド技術部 放射性廃棄物管理課 処理第1チームリーダー

13. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

(2) 本仕様で定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上

